

## 千葉県経営発展支援事業実施要領

### 1 目的

この要領は経営発展支援事業の実施について、「千葉県農林関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この要領で使用する用語の意義は、千葉県農林関係事業補助金交付要綱の例による。

### 3 交付決定前着手

補助事業者は、補助事業の交付決定を受ける前に事業着手する必要がある場合、その理由を具体的に明記した千葉県経営発展支援事業補助金交付決定前着手届（別紙様式第1号）を市長に提出するものとする。

補助事業者は、補助金の交付を受けることが確実となってから着手することとし、次の各号に定める条件を了承の上、行うものとする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議はないこと。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県経営発展支援事業補助金交付決定前着手届

(あて先) 千葉県長

申請者

住 所

氏名又は団体名及び

代表者の職・氏名 (※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの

申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県経営発展支援事業を、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前着手に係る条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議はないこと。

2 事業内容

令和 年 月 日付け千葉県経営発展支援事業補助金交付申請書に記載のとおり

3 交付決定前に着手する理由

4 着手予定日 令和 年 月 日